

参考資料

1. 道路法に基づき県道の構造の技術基準等を定める条例 参 1-1～
2. 道路法に基づき県道の構造の技術基準等を定める条例施行規則 参 2-1～

1. 道路法に基づき県道の構造の技術基準等を定める条例

○道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例

平成24年12月27日

茨城県条例第80号

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例を公布する。

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 県道の構造の技術的基準(第3条—第42条の2)

第3章 指定区間外の国道及び県道に係る沿道区域の指定の基準(第43条)

第4章 県道に設ける道路標識の寸法(第44条)

第5章 道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合(第45条)

第6章 雑則(第46条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第30条第3項、第44条第1項、第45条第3項及び第48条の3の規定に基づき、県道を新設し、又は改築する場合における県道の構造の技術的基準、指定区間外の国道及び県道に係る沿道区域の指定の基準、県道に設ける道路標識の寸法並びに道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合を定めるものとする。

(令2条例41・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「政令」という。)で使用する用語の例による。

第2章 県道の構造の技術的基準

(道路の区分)

第3条 道路は、次の表に定めるところにより、第1種から第4種までに区分するものとする。

自動車専用道路又はその他の道路の別\道路の存する地域	地方部	都市部
自動車専用道路	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

2 第1種の道路は、第1号の表に定めるところにより第2級から第4級までに、第2種の道路は、第2号の表に定めるところにより第1級に、第3種の道路は、第3号の表に定めるところにより第2級から第4級までに、第4種の道路は、第4号の表に定めるところにより第1級から第3級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第1種第4級又は第2種第1級である場合を除き、該当する級の1級下の級に区分することができる。

(1) 第1種の道路

\	計画交通量 (単位 1日につき台)			30,000以上	20,000以上 30,000未満	10,000以上 20,000未満	10,000未満
道路の種類	\	道路の存する地域の地形	\				
自動車専用道路		平地部		第2級		第3級	
		山地部		第3級		第4級	

(2) 第2種の道路

道路の種類\道路の存する地区	県内
自動車専用道路	第1級

(3) 第3種の道路

\	計画交通量 (単位 1日につき台)			20,000以上	4,000以上 20,000未満	1,500以上 4,000未満	1,500未満
道路の種類	\	道路の存する地域の地形	\				
県道		平地部		第2級		第3級	第4級
		山地部		第3級		第4級	

(4) 第4種の道路

道路の種類\計画交通量 (単位 1日につき台)	10,000以上	4,000以上10,000未満	4,000未満
県道	第1級	第2級	第3級

3 第3種第4級又は第4種第3級の道路は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得

ない場合においては、それらの道路の区分に替えて、それぞれ第3種第5級又は第4種第4級に区分することができる。

4 前3項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行うものとする。

(車線等)

第4条 車道(副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量(単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	14,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第4級	平地部	13,000
		山地部	9,000
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路(第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。)の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分	地形	1車線当たりの設計基準交通量(単位 1日につき台)
----	----	---------------------------

第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第1級		18,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	7,000
		山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000
<p>交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。</p>			

- 4 車線(登坂車線, 屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種又は第4種の道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第2種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区分		車線の幅員(単位 メートル)
第1種	第2級	3.5
	第3級	3.5
	第4級	3.25
第2種	第1級	3.5
第3種	第2級	3.25
	第3級	3
	第4級	2.75
第4種	第1級	3.25
	第2級及び第3級	3

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の道路の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(令3条例37・一部改正)

(車線の分離等)

第5条 第1種又は第2種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が3以下である第1種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員(単位 メートル)	
第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種	第1級	2.25	1.5
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げ

る値まで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員(単位 メートル)	
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級	0.5	
	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級	0.25	
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	
	第2級		
	第3級		

- 7 分離帯には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

第6条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

- 2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(令3条例37・一部改正)

(路肩)

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の中欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、第4条第4項ただし書の規定により、車線の幅員を、同項の表の車線の幅員の欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とした道路等にあつては、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値まで拡幅することができ、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所にあつては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右

欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)		
第1種	第2級	3.25	2.5	1.75
	第3級	2.5	1.75	1.25
	第4級		1.75	1.25
第2種			1.25	
第3種	第2級	1	0.75	0.5
	第3級及び第4級		0.75	0.5
	第5級		0.5	
第4種			0.5	

- 3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数 1 であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、道路のうち、長さ 100 メートル以上のトンネル、長さ 50 メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)	
第2級及び第3級	2.5	1.75
第4級	2.5	2

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分		車道の右側に設ける路肩の幅員(単位メートル)
第1種	第2級	1.25
	第3級及び第4級	0.75
第2種		0.75
第3種		0.5
第4種		0.5

- 5 トンネルの車道に接続する路肩(第3項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第1種第2級の道路にあつては 1 メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては 0.75 メートルまで、第3種(第5級を除く。)の道路にあつては 0.5 メートルまで縮小することができる。

- 6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の中欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とする。
- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、トンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		路肩に設ける側帯の幅員(単位 メートル)	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	

- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(令3条例37・一部改正)

(停車帯)

第8条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(令3条例37・追加)

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(令3条例37・一部改正)

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

- 3 横断歩道橋等又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(令3条例37・一部改正)

(歩道)

- 第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
 - 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(令3条例37・一部改正)

(歩行者の滞留の用に供する部分)

- 第12条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留

の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第13条 道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。

- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、植樹帯の幅員は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。
- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第14条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60, 50又は40	30
	第4級	50, 40又は30	20
	第5級	40, 30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60, 50又は40	30
	第3級	50, 40又は30	20
	第4級	40, 30又は20	

- 2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第33条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第16条 車道の曲線部の曲線半径は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第17条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域	最大片勾配(単位 パーセント)
第1種、第2種及び第3種	寒冷地域	8
	その他の地域	10
第4種		6

(曲線部の車線等の拡幅)

第18条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第19条 車道の屈曲部には，緩和区間を設けるものとする。ただし，第4種の道路の車道の屈曲部にあっては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し，又は拡幅をする場合においては，緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは，当該道路の設計速度に応じ，次の表の右欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては，当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第20条 視距は，当該道路の設計速度に応じ，次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては，必要に応じ，自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第21条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配(単位 パーセント)	
第1種、第2種及び第3種	100	3	6
	80	4	7
	60	5	8
	50	6	9
	40	7	10
	30	8	11
	20	9	12
第4種	60	5	7
	50	6	8
	40	7	9
	30	8	10
	20	9	11

(登坂車線)

第22条 縦断勾配が5パーセント(設計速度が1時間につき100キロメートル以上である道路にあっては、3パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第23条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径(単位 メートル)

100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(令3条例37・一部改正)

(舗装)

第24条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合

においては、この限りでない。

- 3 第4種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第25条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第26条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

(排水施設)

第27条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠きよ、集水ますそ

の他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第28条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交差させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第3種第2級又は第4種第1級の道路にあつては3メートルまで、第3種第3級又は第4種第2級若しくは第3級の道路にあつては2.75メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、3メートルを標準とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3種第2級又は第4種第1級の道路にあつては2.75メートルまで、第3種第3級若しくは第4級又は第4種第2級若しくは第3級の道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第29条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不相当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、連結路を設けるものとする。
- 3 連結路については、第4条から第7条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第30条 道路が鉄道等と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

- (3) 見通し区間の長さは、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(令3条例37・一部改正)

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(令3条例37・一部改正)

(凸部、狭窄さく部等)

第33条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄さく部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第34条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第35条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防護施設)

第36条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第37条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第38条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(次項において「橋、高架の道路等」という。)は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路等の構造の基準(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係るものを除く。)に関し必要な事項は、規則で定める。

(付帯工事等の特例)

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定(第7条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(令3条例37・一部改正)

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第39条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第42条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行すること

ができるものでなければならない。

- 4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第39条まで及び第40条第1項の規定は、適用しない。

(歩行者利便増進道路)

第42条の2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

- 3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

(令3条例37・追加)

第3章 指定区間外の国道及び県道に係る沿道区域の指定の基準

(令2条例41・追加)

第43条 法第44条第1項(法第91条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する条例で定める基準は、道路の構造に及ぼすべき損害の予防又は道路の交通に及ぼすべき危険の防止の観点から特に必要なものとして規則で定める場合を除き、法第44条第1項に規定する指定をしようとする区域が道路の各一側についてその幅員の2.5倍を超えない範囲内であることとする。ただし、当該区域が道路の各一側について幅20メートルを超えるときは、道路の各一側について幅20メートルであることとする。

(令2条例41・追加)

第4章 県道に設ける道路標識の寸法

(令2条例41・旧第3章繰下)

第44条 法第45条第3項に規定する道路標識の寸法は、規則で定める。

(令2条例41・旧第43条繰下)

第5章 道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合

(令2条例41・旧第4章繰下)

第45条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
- (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合
(令2条例41・旧第44条繰下)

第6章 雑則

(令2条例41・旧第5章繰下)

(委任)

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令2条例41・旧第45条繰下)

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(令和2年条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年条例第37号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事(当該工事の設計に係る契約を締結したものを含む。)中の第3種又は第4種の県道については、この条例による改正後の道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2. 道路法に基づき県道の構造の技術基準等を定める条例施行規則

茨城県規則第 32 号

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成 25 年 3 月 30 日

茨城県知事 橋 本 昌

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 80 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号。以下「標識令」という。）、道路構造令施行規則（昭和 46 年建設省令第 7 号）及び車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 103 号）並びに条例で使用する用語の例による。

(車線により構成されない車道の部分)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 交差点
- (2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(車道及び側帯の舗装の構造の基準)

第 4 条 条例第 24 条第 2 項の規則で定める基準は、次条から第 9 条までに掲げるとおりとする。

(舗装)

第 5 条 車道及び側帯の舗装は、次条から第 8 条までに掲げる基準に適合する構造とする。

2 車道及び側帯の舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合におい

ては、前項に定める構造とするほか、第9条に定める基準に適合する構造とする。

(疲労破壊輪数)

第6条 疲労破壊輪数は、次の表の左欄に掲げる舗装計画交通量の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上とする。

舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	疲労破壊輪数(単位 10年につき回)
3,000 以上	35,000,000
1,000 以上 3,000 未満	7,000,000
250 以上 1,000 未満	1,000,000
100 以上 250 未満	150,000
100 未満	30,000

2 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行う。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第7条 塑性変形輪数は、次の表の左欄に掲げる道路の区分及び同表の中欄に掲げる舗装計画交通量の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上とする。

道路	舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	塑性変形輪数 (単位 1ミリメートルにつき回)
第1種、第2種、第3種第2級 及び第4種第1級	3,000 以上	3,000
	3,000 未満	1,500
その他		500

2 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行う。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試

体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

第8条 平たん性は、2.4ミリメートル以下とする。

2 前項の平たん性の測定は、実地に行う。

(浸透水量)

第9条 浸透水量は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上とする。

道路	浸透水量 (単位 15秒につきミリリットル)
第1種、第2種、第3種第2級及び第4種第1級	1,000
その他	300

2 前項の浸透水量の測定は、実地に行う。

(交通安全施設)

第10条 条例第32条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 駒止^{どめ}
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
(橋、高架の道路等)

第11条 条例第38条第2項の橋、高架の道路等の構造は、当該橋、高架の道路等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋、高架の道路等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋、高架の道路等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。











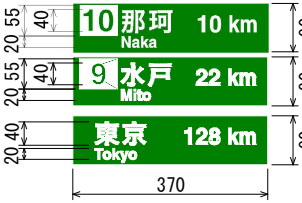
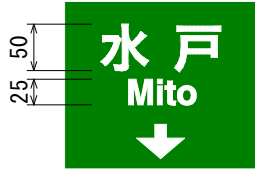



(道路標識の寸法)


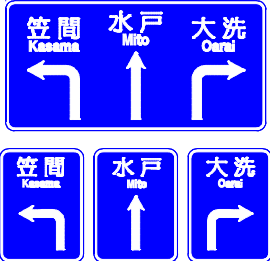



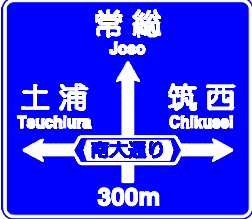
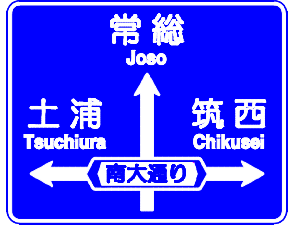

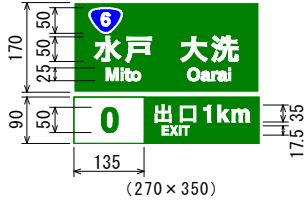

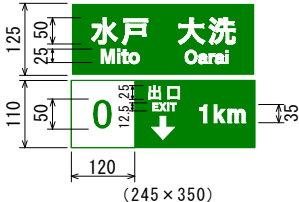
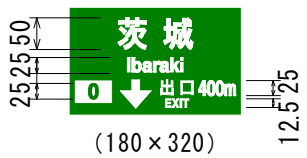
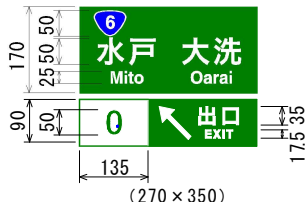

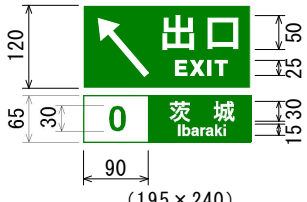
第12条 条例第43条の規定により規則で定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

付 則

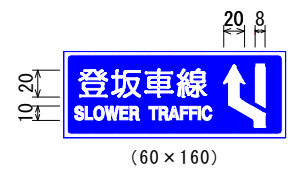

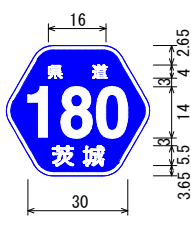
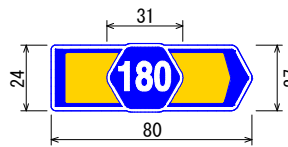
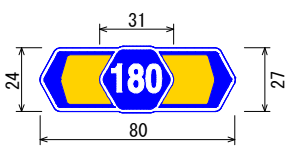
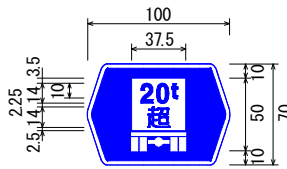
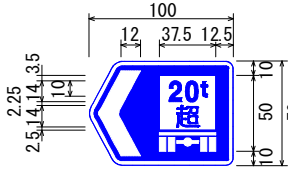
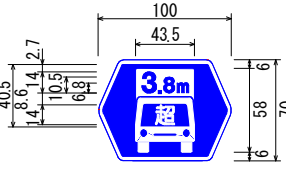
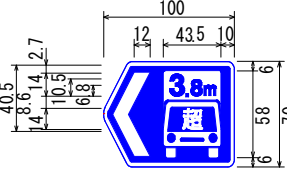
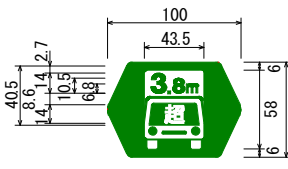
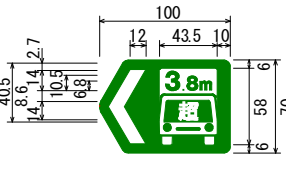

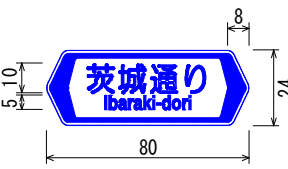
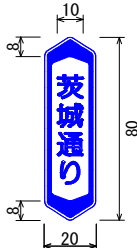

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

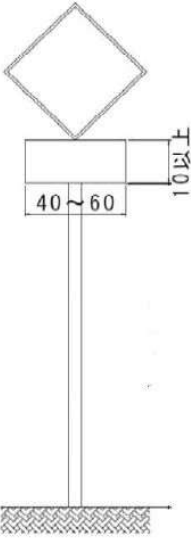

案内 標識	種類	市町村	都府県	都府県
	番号	(101)	(102-A)	(102-B)
	標識			 (120×200)
	種類	入口の方向	入口の方向	入口の予告
	番号	(103-A)	(103-B)	(104)
	標識	 (120×120)	 (120×120)	 (120×120)
	種類	方面、方向及び距離	方面、方向及び距離	方面、方向及び距離
	番号	(105-A)	(105-B)	(105-C)
	標識			
	種類	方面及び距離	方面及び距離	方面及び車線
	番号	(106-A)	(106-B)	(107-A)
	標識		 370	 (180×210)
	種類	方面及び車線	方面及び方向の予告	方面及び方向の予告
	番号	(107-B)	(108-A)	(108-B)
	標識	 (140×250)		

案内 標識	種類	方面及び方向	方面及び方向	方面及び方向
	番号	(108の2-A)	(108の2-B)	(108の2-C)
	標識			
	種類	方面及び方向	方面及び方向	方面、方向及び道路の通称名の予告
	番号	(108の2-D)	(108の2-E)	(108の3)
	標識			
	種類	方面、方向及び道路の通称名	出口の予告	方面及び出口の予告
	番号	(108の4)	(109)	(110-A)
	標識			
	種類	方面及び出口の予告	方面、車線及び出口の予告	方面、車線及び出口の予告
	番号	(110-B)	(111-A)	(111-B)
	標識			
種類	方面及び出口	方面及び出口	出口	
番号	(112-A)	(112-B)	(113-A)	
標識				

案内 標識	種類	出口	著名地点	著名地点
	番号	(113-B)	(114-A)	(114-B)
	標識			
	種類	著名地点	サービス・エリアの予告	サービス・エリアの予告
	番号	(114-C)	(116-A)	(116-A)
	標識			
	種類	サービス・エリアの予告	サービス・エリア	サービス・エリア
	番号	(116-B)	(116の2-A)	(116の2-A)
	標識			
	種類	サービス・エリア	非常電話	待避所
	番号	(116の2-B)	(116の2)	(116の3)
	標識			
種類	非常駐車帯	駐車場	駐車場	
番号	(116の4)	(117-A)	(117-B)	
標識				

案内 標識	種類	登坂車線	登坂車線	都道府県道番号
	番号	(117の2-A)	(117の2-B)	(118の2-A)
	標識			
	種類	都道府県道番号	都道府県道番号	総重量限度緩和指定道路
	番号	(118の2-B)	(118の2-C)	(118の3-A)
	標識			
	種類	総重量限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路
	番号	(118の3-B)	(118の4-A)	(118の4-B)
	標識			
	種類	高さ限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路	道路の通称名
	番号	(118の4-C)	(118の4-D)	(119-A)
	標識			
	種類	道路の通称名	道路の通称名	まわり道
	番号	(119-B)	(119-C)	(120-A)
	標識			

案内 標識	種類	まわり道		
	番号	(120-B)		
	標識			
警戒 標識	警戒標識の寸法	種類	十形道路交差点あり	右 (又は左) 方屈曲あり
		番号	(201-A)	(202)
		標識		
		種類	信号機あり	落石のおそれあり
		番号	(208の2)	(209の2)
		標識		
	種類	路面凹凸あり	合流交通あり	車線数減少
	番号	(209の3)	(210)	(211)
	標識			
	種類	幅員減少	二方向交通	
番号	(212)	(212の2)		
標識				

	補助標識の寸法 (「注意事項」を除く。)	種類	注意事項
		番号	(510)
補助 標識		標識	

備考

1 道路標識の種類及び番号

本表に掲げられていない道路標識の種類及び番号は、標識令別表第1に定めるところによる。

2 寸法

- (1) 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
- (2) 自動車専用道路（道路法第48条の3に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものに限る。以下同じ。）に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- (3) 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。
- (4) 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。
- (5) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4

- －A・B)」及び「まわり道（120－A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（(5)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- (7) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」，「都道府県道番号（118の2－B・C）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- (8) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119－C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。
- (9) 補助標識は、その付置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大又は縮小することができる。

3 文字等の大きさ等

- (1) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- (2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」，「入口の予告」，「方面、方向及び道路の通称名の予告」，「方面、方向及び道路の通称名」，「著名地点（114－B）」，「非常電話」，「待避所」，「非常駐車帯」，「駐車場」，「登坂車線」，「都道府県道番号」，「総重量限度緩和指定道路」，「高さ限度緩和指定道路（118の4－A・B）」，「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1又は3分の2の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。また、表示する文字の字数等により横寸法を5分の4まで縮小することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
70 以上	30
40, 50 又は 60	20
30 以下	10

- (3) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、(2)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- (4) 「著名地点（114－B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- (5) 「市町村」，「都府県」並びに「方面、方向及び距離」，「方面及び距離」，「方面及び車線」，「方面及び方向の予告」，「方面及び方向」，「方面、方向及び道路の通称名の予告」，「方面、方向及び道路の通称名」，「方面及び出口の予告」，「方面、車線及び出口

の予告」,「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に,それぞれ市町村章,都県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは,ローマ字以外の文字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

(6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは,駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

(7) 縁,縁線及び区分線の太さは,次の寸法を基準とする。

ア 案内標識の縁は,「待避所」,「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル,「都道府県道番号(118の2-A)」,「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル,「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル,「都道府県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル,その他のものについてはローマ字以外の文字の大きさの20分の1以上の太さとし,縁線及び区分線は,ローマ字以外の文字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 警戒標識の縁及び縁線は,12ミリメートルとする。